

健生発 1227 第 7 号
令和 5 年 1 2 月 2 7 日

都道府県知事
各 保健所設置市市長 殿
特別区区長

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令
の一部を改正する省令の公布について（通知）

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 161 号。以下「改正省令①」という。）については、昨日、別添 1 のとおり公布・施行されました。また、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 165 号。以下「改正省令②」という。）については、本日、別添 2 のとおり公布・施行されました。

それぞれの省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、関係者、関係団体等（都道府県知事におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）を含む。）に対し、周知をお願いいたします。

記

第 1 改正省令①について

1. 趣旨

デジタル臨時行政調査会においては、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となる「構造改革のためのデジタル原則」（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定。以下「一括見直しプラン」という。）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和 4 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）を策定し、これらに基づき、各府省においてアナログ規制の横断的な見直しを進めているところ。

一括見直しプランにおいては、現行法上、申請や届出の方法について、フロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用を定める規定が数多く存在し、手続きのオンライン化等の妨げとなっている状況があることを踏まえ、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、当該規定の見直しを行うことが定められた。

これを踏まえ、改正省令①においては、厚生労働省が所管する省令のうち、一括見直しプランにおいて見直しが必要とされているものであって、「フレキシブルディスク」、「シー・ディー・ロム」といった特定の記録媒体の使用を定めるものについて、所要の改正を行う。

2. 内容

次に掲げる省令の規定について、「シー・ディー・ロム」等の特定の記録媒体を、「電磁的記録媒体」（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に改めるとともに、所要の改正を行うこと。

- (1) 栄養士法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 2 号）（改正省令①第 1 条関係）
- (2) クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）（改正省令①第 5 条関係）
- (3) 公衆衛生修学資金貸与法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 26 号）（改正省令①第 11 条関係）
- (4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和 32 年厚生省令第 37 号）（改正省令①第 12 条関係）
- (5) 調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）（改正省令①第 13 条関係）
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号）（改正省令①第 15 条関係）
- (7) 臓器の移植に関する法律施行規則（平成 9 年厚生省令第 78 号）（改正省令①第 19 条関係）
- (8) 理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成 10 年厚生省令第 6 号）（改正省令①第 20 条関係）
- (9) 美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成 10 年厚生省令第 9 号）（改正省令①第 21 条関係）

3. 施行期日等

公 布 日：令和 5 年 12 月 26 日

施行期日：公布日

第 2 改正省令②について

1. 趣旨

一括見直しプランを踏まえ、電磁的記録による申請・交付、作成・保存について、クラウドサービス等の利用を可能とする等の改正を行うもの。

2. 内容

○ 次に掲げる省令の規定について、電磁的記録媒体に貼り付ける書面に係る規定を削る。

- (1) クリーニング業法施行規則（改正省令②第 4 条関係）
- (2) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（改正省令②第 6 条関係）
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（改正省令②第 9 条関係）
- (4) 理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（改正省令②第 16 条関係）
- (5) 美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（改正省令②第 17 条関係）

- 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）について所要の改正を行う。（改正省令②第 21 条関係）

3. 施行期日等

公 布 日：令和 5 年 12 月 27 日

施行期日：公布日